

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年7月28日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通柳馬場東入立宛東町7番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都信用金庫 理事長 増田 壽幸 電話 075-211-2111					
主たる業種	協同組織金融業(信用金庫)				細分類番号	6 3 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20年度～22年度の平均を基準として、平成25年度までに温室効果ガス排出量を6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「エココミュニティ推進委員会」を中心にCO2削減に向けての計画策定と進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,155.8 トン	2,858.6 トン	2,814.6 トン	3,047.2 トン	-7.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,138.3 トン	2,858.6 トン	2,814.6 トン	3,047.2 トン	-7.4 パーセント	
実績に対する自己評価		第3年度は原燃料費政策は第1・第2年度よりさらに減少となったが、契約電力会社を一部変更したことにより、温室効果ガス排出量は増加となった。3年間の合計では目標の6%以上の削減を達成した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗・出張所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	4.50	3.60	3.55	3.82	-18.74 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		第3年度は契約電力会社を一部変更したことにより増加となったが、3年間の合計では着実に削減できている。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		118.0 ㊦	118.0 ㊦	118.0 ㊦	118.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	当座の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用					
	(24)年度	当座の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用					
	(25)年度	当座の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	特別許可の無いものには原則マイカー通勤の禁止。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定により定められ、職員はそれを遵守している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・地域の清掃活動 ・森林保全活動 ・環境定期預金「みどりの絆」販売、預金残高の0.002%を「京都みどりプロジェクト」他に寄付						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。